

豊中市防火防災訓練災害 給付金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）又は市内の自主防災組織、女性防火クラブ及び幼年消防クラブ等（以下「民間防火組織」という。）並びに町内会、婦人会等の市民団体が行う防火防災訓練（以下「訓練」という。）に参加した者（以下「補償等対象者」という。）が、当該訓練に起因する事故（以下「事故」という。）により傷害（傷害に起因する死亡を含み、疾病を含まない。以下同じ。）を受けた場合における当該補償等対象者（以下「被害者」という。）に対して、市が財団法人日本消防協会と防火防災訓練災害補償等共済契約を締結して行う災害給付金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害給付金の支給対象となる訓練)

第2条 災害給付金の支給対象となる訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 市又は市の消防機関が主催する訓練に民間防火組織が参加したもの
- (2) 民間防火組織の自主的な訓練で、市の消防機関に防火防災訓練実施計画書の提出があったもの
- (3) 第1号又は第2号に準ずる方法により実施した訓練で、自治会、町内会及び婦人会等が訓練に参加したものの

(災害給付金の種類)

第3条 災害給付金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害補償死亡一時金
- (2) 災害補償後遺障害一時金
- (3) 入院療養補償
- (4) 通院療養補償
- (5) 休業補償

(災害補償死亡一時金)

第4条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより、事故の日から180日以内に死亡した場合には、災害補償死亡一時金として遺族に対して、700万円を支給する。

(災害補償死亡一時金の受給者)

第5条 災害補償死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、主として被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 災害補償死亡一時金を受けることができる遺族の順位

は、前項各号に規定する順位とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(災害補償後遺障害一時金)

第6条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより治ゆ後180日以内で、かつ、事故後1年6月以内において、別表第1に定める程度の後遺障害が生じた場合には、災害補償後遺障害一時金として被害者に対して同表に定める後遺障害の等級に応じた金額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、被害者が事故後1年6月を経過した日において、次の各号のいずれにも該当していることにより、当該1年6月を経過する日の前日における医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の診断に基づいて災害補償後遺障害一時金の支給を行う場合は、後遺障害が生じたものとみなしてその等級を決定し、別表第1に定めるその障害の等級に応じた金額を支給する。

(1) 別表第1に定める障害があること。

(2) 前号の障害について治療を要する状態であること。

3 別表第1に定める程度の後遺障害が2以上ある場合の後遺障害は、重い後遺障害に応ずる等級による。

4 既に身体に障害のある補償等対象者が被害者となり、後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害が該当する別表第1に定める等級に応ずる災害補償後遺障害一時金から、加重前の後遺障害が該当する同表に定める等級に応ずる災害補償後遺障害一時金を差し引いた金額をもって災害補償後遺障害一時金とする。

- 5 被害者が災害補償後遺障害一時金を受けたのち、当該障害に起因して死亡した場合において、災害補償死亡一時金の支給を受けることができるときは、既に支払われた災害補償後遺障害一時金は、当該災害補償死亡一時金の内払いとみなす。

(入院療養補償)

第7条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の診断に基づく療養上必要な病院等への入院をした場合には、入院療養補償として被害者に対して、3,500円に入院日数(その日数が90日を越えるときは、90日)を乗じて得た金額を支給する。

- 2 前項の場合において、当該傷害により入退院を繰り返したときは、最初に療養のため入院した日から起算した実入院日数とする。

(通院療養補償)

第7条の2 補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院した場合には、通院療養補償として被害者に対して、事故発生の日から起算し90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 補償等対象者の同一事故による傷害に対して、入院療養補償と通院療養補償のいずれもが該当するときは、前条第1項の規定による最高限度額をもって限度とする。

(休業補償)

第8条 補償等対象者が事故により傷害を受け、それによ

り勤務その他の業務に従事することができない場合（以下「休業」という。）には、休業補償として被害者に対して、休業した日数に3,000円を乗じて得た金額を、90日を限度として支給する。

- 2 前項の場合において、当該傷害により、休業を繰り返したときは、最初の療養のため休業した日から起算した実休業日数とする。ただし、当該傷害の発生が午後5時を経過した後の事故によるものであった場合の休業日数は、事故発生の翌日から起算するものとする。

（特別給付）

第8条の2 次の各号の一に該当する者に係る事故については、第4条及び第6条から第8条までの規定にかかわらず、災害給付金の種類に応じて、これらの規定による金額の2分の1を限度として給付する。

- (1) 防火防災訓練会場までの合理的経路及び方法による往復において、事故により被害を受けた補償等対象者
- (2) 訓練を観覧又は応援をしていて傷害を受けた者
- (3) 訓練中の休憩時間に傷害を受けた者

（事故発生の届出）

第9条 補償等対象者が事故により傷害を受けた場合、当該事故が発生した日から20日以内に被害者（死亡したときは、その遺族）は、市に対して防火防災訓練事故発生状況届出書（防火防災訓練事故現認書を添付）を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(被害給付金の請求及び支給)

第10条 災害給付金の支給は、被害者又はその遺族の請求に基づいて行う。

2 前項の請求は、次の各号に定めるときから40日以内にこれを行わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

(1) 災害補償死亡一時金については、被害者が死亡したとき。

(2) 災害補償後遺障害一時金については、被害者に後遺障害が生じたとき。ただし、被害者が事故の日から起算して1年6月を経過して、なお治療を要する状態である場合は、当該事故の翌日から起算して1年6月を経過したとき。

(3) 入院療養補償については、被害者が退院したとき又は被害者の入院日数が90日を超えたときのいずれか早いとき。

(4) 通院療養補償については、被害者の通院治療が終わったとき、又は事故発生の日から90日を超えたときのいずれか早いとき。

(5) 休業補償については、被害者が勤務若しくはその他の業務に従事することができる程度に治癒したとき又は被害者の休業日数が90日を超えたときのいずれか早いとき。

(6) 災害給付金の請求に係る関係書類のうち、被害者以外の者が有償で作成した診断書等については、必要かつ妥当な実費を弁償する。

3 災害給付金の支給については、財団法人日本消防協会から災害給付金が送付された後、被害者に通知し、これ

を行う。

(請求期間)

第10条の2 災害給付金の支払事由が発生した日から2年6月を経過したときは、災害給付金の請求をすることはできない。

(災害給付金の減額等)

第11条 被害者に重大な過失があった場合又は正当な理由がなくその治療を怠り若しくはその治療に関する指示に従わないことにより、当該障害の程度を増進させ若しくは回復を妨げた場合は、その者に係る災害給付金の全部又は一部の支給を行わない。

2 被害者が、既に存在していた傷害若しくは疾病の影響又は事故により傷害を受けた後に、その事故と関係なく生じた傷害又は疾病の影響により、当該傷害の程度を増進させ若しくは回復を妨げた場合は、その影響がなくなったときの傷害に应ずる災害給付金を支給する。

(災害給付金の支給の制限)

第12条 被害者が次の各号の一に該当する事由に起因して傷害を受けた場合は、災害給付金を支給しない。

(1) 被害者又は災害補償死亡一時金を受けることができる遺族の故意

(2) 被害者の自殺行為

(3) 被害者の犯罪行為

(4) 被害者の精神障害又は飲酒

(5) 被害者の妊娠又は流産

- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- (7) 被害者の疾病（細菌性食中毒を含む。）
- (8) 地震、洪水等の自然変異
- (9) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性
その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (10) 前号以外の放射線照射又は放射線汚染
- (11) その他前各号に類似する原因によるもの
- (12) 第9条に定める期間内に事故発生の届出がなかった
とき。ただし、同条ただし書の規定が適用された場合を
除く。

（災害給付金の返還）

第13条 詐欺その他の不正な行為により、この要綱による災害給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した災害給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（適用除外）

第14条 この要綱は、次の各号の一に該当する者に係る事故については適用しない。

- (1) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務又は公務により訓練に参加した者
- (2) 訓練を指導する市の消防職員及び消防団員並びに市又は市の消防機関が訓練のために委託した者

（災害給付金の支給額等に係る日本消防協会の決定）

第15条 災害給付金の支給額、支給制限その他この要綱による災害給付金の支給に関しては、防火防災訓練災害

補償等共済契約約款に基づき、財団法人日本消防協会の決定によるものとする。

(他の法令による補償等の関係)

第16条 同一の事由について、被害者又はその遺族に対し、他の法令による補償等が行われる場合には、その補償等に相当する金額の範囲内において、災害給付金の支給を行わない。

(損害賠償の免責)

第17条 この要綱による災害給付金の支給を行った場合は、同一の事由について、その金額の限度において、国家賠償法（昭和22年法律第125号）又は民法（明治29年法律第89号）による損害賠償の責を負わない。

(訓練計画書等の様式)

第18条 防火防災訓練実施計画書その他必要な書類の様式は、消防長が定める。

(委任)

第19条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則 （平成18年10月20日 豊消総第289号消防長通知）
この要綱は、令達の日から施行する。

附 則 （平成23年10月4日 豊消総第1030号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

別表第1 災害補償後遺障害等級表

等級	金額	障害
第1級	700万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したものの 2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったものの 3. 両眼の視力が0.02以下になったものの 4. 咀嚼^{そしやく}及び言語の機能を廃したものの 5. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するものの 6. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するものの 7. 両上肢^{じょうし}を腕関節以上で失ったものの 8. 両上肢^{じょうし}を用を全廃したものの 9. 両下肢^{げうし}を足関節以上で失ったものの 10. 両下肢^{げうし}の用を全廃したものの
第2級	550万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったものの 2. 両眼の視力が0.06以下になったものの 3. 咀嚼^{そしやく}又は言語の機能を廃したものの 4. 咀嚼^{そしやく}及び言語の機能に著しい障害を残すものの 5. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないものの 6. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残

		<p>し、終身労務に服することができないもの</p> <p>7. 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>8. 1 上肢のひじ関節以上で失ったもの</p> <p>9. 1 下肢のひざ関節以上で失ったもの</p> <p>10. 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>11. 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>12. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第 3 級	400 万円	<p>1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>2. 両眼の視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5. 咀嚼^{そしやく}又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>

		<p>8. 脊柱^{せきき}に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>9. 1 上肢^{じょうし}を腕関節以上で失ったもの</p> <p>10. 1 上肢^{じょうし}の用を全廃したもの</p> <p>11. 1 上肢^{じょうし}の 3 大関節中の 2 関節の用を残したもの</p> <p>12. 1 下肢^{げし}を足関節以上で失ったもの</p> <p>13. 1 下肢^{げし}の用を全廃したもの</p> <p>14. 1 下肢^{げし}の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>15. 1 手の 5 手指又は母指及び示指を含み 4 の手指を失ったもの</p> <p>16. 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第 4 級	300 万円	<p>1. 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>2. 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの</p> <p>3. 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4. 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p>

	<p>6. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>7. 脊柱^{せき}に運動障害を残すもの</p> <p>8. 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み 3 以上の手指を失ったもの</p> <p>9. 1手の母指を含み 2 の手指を失ったもの</p> <p>10. 1手の 5 の手指又は母指及び示指を含み 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>11. 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み 3 以上の手指の用を廃したもの</p> <p>12. 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>13. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>14. 1上肢^{じょうし}に仮関節を残すもの</p> <p>15. 1上肢^{じょうし}に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>16. 1上肢^{じょうし}の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>17. 1下肢^{げうし}を 5 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>18. 1下肢^{げうし}に仮関節を残すもの</p> <p>19. 1下肢^{げうし}に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p>
--	--

		<p>20. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>21. 1 足の足指の全部を失ったもの</p> <p>22. 女子の外^{ぼう}貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>23. 両側の辜^{こう}丸を失ったもの</p> <p>24. 脾^ひ臓又は 1 側の腎^{じん}臓を失ったもの</p>
第 5 級	200 万円	<p>1. 両眼の視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>2. 両眼に半盲症、視野狭^ま窄又は視野変状を残すもの</p> <p>3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4. 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6. 咀^{そしやく}嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7. 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>8. 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>9. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>10. 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になっ</p>

		<p>たもの</p> <p>11. 14 歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>12. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>13. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>14. 1 手の母指を失ったもの、示指を含み 2 の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の 3 の手指を失ったもの</p> <p>15. 1 手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>16. 1 手の母指含み 2 の手指の用を廃したもの</p> <p>17. 1 手の母指の用を廃したものの、示指を含み 2 の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>18. 1 下肢^しの 3 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>19. 1 下肢^しの 3 大関節の中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>20. 1 下肢^しの 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>21. 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指</p>
--	--	--

		<p>を失ったもの</p> <p>22. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>23. 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>24. 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第6級	130万円	<p>1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3. 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>4. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>6. 7歯以上に対して歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>8. 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>9. 耳の耳殻^{みみかみ}の大部分を欠損したもの</p> <p>10. 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>11. 脊柱^{せき}に奇形を残すもの</p> <p>12. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又</p>

		<p>は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>13. 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>14. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>15. 1 手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>16. 1 手の示指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の 2 の手指の用を廃したもの</p> <p>17. 1 手の中指又は薬指の用を廃したものの</p> <p>18. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19. 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>20. 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21. 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの</p> <p>22. 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>23. 男子の外^{ぼう}貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>24. 女子の外^{ぼう}貌に醜状を残すもの</p>
第 7 級	70 万円	<p>1. 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>2. 1 眼に半盲症、視野狭窄^{きやく}又は視野変状を残すもの</p> <p>3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、</p>

	<p>又はまつげはげを残すもの</p> <p>4. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、 又はまつげはげを残すもの</p> <p>5. 3歯以上に対し歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>6. 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>7. 上肢^じの露出面に手の平の大きさの醜^{みにく}いあとを残すもの</p> <p>8. 1手の小指を失ったもの</p> <p>9. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10. 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11. 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12. 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13. 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの。</p> <p>14. 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15. 1下肢^しを1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16. 下肢^しの露出面に手の平の大きさの醜^{みにく}いあとを残すもの</p>
--	---

	<p>17. 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18. 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19. 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20. 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21. 男子の外^{ぼう}貌に醜状を残すもの</p>
--	--

第1号様式

防火防災訓練実施計画書

様		平成 年 月 日	
		届出者 住所 氏名 電話	
実施日時		平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
		雨天延期日	月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所		豊中市 町 丁目 番号	
実施団体名			
		責任者	電話
打合せ担当者		氏名	電話
参加人員		男 人	・ 女 人 ・ 計 人
消防職団員の派遣		<input type="checkbox"/> 消防職員____人 <input type="checkbox"/> 消防団員____人 <input type="checkbox"/> なし	
訓練の種別		<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練	
		<input type="checkbox"/> 救急訓練	<input type="checkbox"/> 人工呼吸法 <input type="checkbox"/> 応急手当 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> その他訓練	<input type="checkbox"/> ビデオ視聴 <input type="checkbox"/> 地震体験 <input type="checkbox"/> その他 ()
受付欄			処理欄

※ 裏面をよくご覧ください。

防火防災訓練補償制度

防火防災訓練災害補償制度は、防火防災訓練に参加された市民の方が訓練中の不慮の事故でケガなどをされた時、その被害を補償するため、豊中市が財団法人日本消防協会と締結している、防火防災訓練補償等共済契約に基づき、災害給付金を支給する制度です。

災害給付金は、つぎのとおりです。

- 1 災害補償死亡一時金
- 2 災害補償後遺障害一時金
- 3 療養補償
- 4 休業補償

※万一、訓練でケガなどされましたら、直ちに下記までご連絡ください。

電話 06-6846-8407

(豊中市消防本部 消防総務室)

第2号様式

防火防災訓練 事故発生状況届出書

平成 年 月 日

豊中市長 様

届出者

住所

氏名

印

電話

被害者	住所	(〒 -)		男・女
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	勤務先	所在地	(〒)	
名称			所属・職種	
事故状況	発生日時	平成 年 月 日		午前・午後 時 分頃
	発生場所			
	原因・状況 *詳しく記載して下さい。			
受傷後の措置 病院への移送方法 収容病院など				

第4号様式

防火防災訓練災害給付金支払請求書

平成 年 月 日				
豊中市長 様				
請求者 住所 氏名 電話				
(印)				
下記のとおり災害給付金の支払を請求します。				
被害者	住所	豊中市		
	氏名		生年月日	
	性別	男・女	職業	
消防機関の長の証明	事 故	事故発生原因及びその状況		
上記事故は事実と相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
所在地 名称 代表者名				
(印)				

※太枠のみ記入して下さい。

災害給付金の種類	災害補償死亡一時金	死亡日時	年 月 日 時 分			
		災害補償死亡一時金の金額				
	災害補償後遺障害一時金	治ゆ年月日	年 月 日	等級	第 級	
		災害補償後遺障害一時金の金額				
	療養補償	入院期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
		療養補償の金額				
休業補償	休業期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間		
	休業補償の金額					

備考 診断書、住民票等を添付して下さい。
銀行振込みを希望されるときは、ご記入下さい。

災害給付金の振込み先	
銀行	_____
信用金庫	_____ 本・支店
口座番号	普 当 No _____ 口座名義 _____

第5号様式

平成 年 月 日

様

豊中市長

防火防災訓練災害給付金額の決定について

さきに請求のありましたこのことについては、下記のとおり決定しましたので、
通知します。

記

金額

ただし、

備考

(銀行振込みの場合は、振り込んだ旨月日を入れて通知する)

豊中市防火防災訓練災害給付金の支給に関する要綱に基づく訓練実施計画書等の様式を同要綱第18条の規定に基づき次の表のとおり定める。

様式等の種類	様式	用紙の大きさ (日本工業規格)
要綱第2条第2号の防火防災訓練実施計画書	第1号様式	A4
要綱第9条の防火防災訓練事故発生状況届出書	第2号様式	A4
要綱第9条の防火防災訓練事故現認書	第3号様式	A4
要綱第10条第1項の防火防災訓練災害給付金支払請求書	第4号様式	A4
要綱第10条第3項の防火防災訓練災害給付金額の決定通知書	第5号様式	A4